

びえいちようしゅわげんご りかいおよ ふきゆうなら しょう とくせい おう いしそつう
美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の

そうごうてき しえん かん じょうれい あん たい ちょうみん じっしけつか
総合的な支援に関する条例（案）に対する町民コメント実施結果について

びえいちようしゅわげんご りかいおよ ふきゆうなら しょう とくせい おう いしそつう そうごうてき し
美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支
援に関する条例（案）に対して町民の皆様からご意見を募集した結果について、ご意
見の概要とご意見に対する町の考え方は次のとおりです。

きちょう いけん よ
貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

ちょうみん じっしけつか
1. 町民コメントの実施結果

あんけんめい 案件名	びえいちようしゅわげんご りかいおよ ふきゆうなら しょう とくせい おう い 美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意 しそつう そうごうてき しえん かん じょうれい あん 思疎通の総合的な支援に関する条例（案）について
じっしきかん 実施期間	れいわ ねん がつ にち げつ れいわ ねん がつ にち もく 令和6年12月16日（月）～令和7年1月16日（木）
あん こうひょうほうほう 案の公表方法	1 してい ばしよ えつらん 指定する場所での閲覧 やくば かいちょうみん ちょうみん としょかん （役場1階町民コーナー、町民センター、図書館、ビ・エール） 2 ちょう けいさい 町ホームページへの掲載
いけんとう ご意見等の ていしゅつほうほう 提出方法	ゆうそう でんし ら いん かいどう いけんぼこ 郵送、ファックス、電子メール、LINE回答フォーム、ご意見箱 への投函
けつか こうひょうほうほう 結果の公表方法	ちょう 町ホームページ
いけんとう ご意見等の ていしゅつしゃすう けんすう 提出者数、件数	ていしゅつしゃ めい うち めいいけん たいしょうがい けんすう けん 提出者：11名（内1名意見ではないため対象外）件数：11件 【提出方法内訳】 ゆうそう にん でんし にん 郵送：0人、ファックス：0人、電子メール：0人、 ら いん かいどう にん いけんぼこ にん LINE回答フォーム：11人、ご意見箱：0人

※ ちょうだい いけん こじん とくてい いちぶかこう うけいさい
※ 頂戴したご意見については、個人が特定されないよう一部加工の上掲載をしてい
ます。

2. ご意見の概要とご意見に対する考え方

ねんだい 年代	50代
ご 意 見	良いと思う。
町 の 考 え 方	今後におきましても、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

ねんだい 年代	40代
ご 意 見	何故ろう者にのみ配慮した条例をつくるのか疑問です。他にも盲者、肢体欠如、精神疾患等の障害者がいるにも関わらず、ろう者にのみ寄り添った条例を新設する理由が知りたいです。 健全な理由があるのであればよいですが、そうではなく、町内の一ろう者の方に推されて作ろうというのであれば、それは正に言ったもん勝ちの政治、癒着に他ならないと考えます。
町 の 考 え 方	本条例につきましては、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約により手話が1つの「言語」とであると位置づけられており、北海道が言語としての手話の認識の普及等に関する条例に基づき手話言語に関する理解及び普及を図っているところですが、道内に限らず町内におきましても手話が「言語」であることについて十分に普及しているとは言い難い状況です。 また、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者のみなさまに対しまして合理的配慮の提供が義務付けられたところですが、障がいのある人が手話だけではなく、点字、音訳、拡大文字等の意思疎通の手段を選択して利用する機会を確保するためには、障がいのある人とない人のより一層の相互理解が必要となってまいります。 このような点から、本条例を制定の上、手話言語の理解及び普及を図るとともに、障がいの特性に応じた意思疎通を支援してまいりたいと考えています。

ねんだい 年代	ふめい 不明
ご 意 見	<p>しょうがいぜんぱん かんけい ないよう じょうれいせいてい しゅわ 障害全般に関する内容の条例制定ならまだわかりませんが、手話だけをわ ざわざ盛込む理由や必要性は無いと思います。なぜ今美瑛町が手話を取り上げ るのか、極々一部の人のためになぜ必要なのか。もっと目を向けなければなら ない事が他にたくさん有ると思います。手話を強調する条例制定には反対 します。</p>
町 の 考 え 方	<p>しゅわ 手話につきましては、しょうがいしゃきほんほうおよびしょうがいしゃ けんり かん じょうやく 障害者基本法及び障害者の権利に関する条約によ り手話が1つの「言語」として規定されていることに関し十分に普及してい るとは言い難い状 況 であることから、手話言語の理解及び普及を図っていく ものです。</p> <p>また、しょうがいの特性に応じた意思疎通の支援 かん しゅわ かぎ 障 がいの特徴に応じた意思疎通の支援に関しましては、手話に限ら ず、てんじ おんやく かくだい もじとう さまざま しょう ひと たい いしそつう 点字、音訳、拡大文字等の様々な障 がいのある人に対しての意思疎通の 支援を図っていくものであり、しゅわ もち ちょうかく しょう ひと たい 手話を用いる聴 覚に障 がいのある人のみに対 象 となるものではありません。</p> <p>ほんじょうれい せいてい あ じょうれい ないよう ちょうみんおよ じぎょうしゃ 本条例の制定に当たりましては、条例の内容を町 民及び事業者のみな まにより分かりやすく周知していけるよう努めてまいります。</p>

ねんだい 年代	70代
ご 意 見	<p>いろいろ しょうがい あ ひと な ひと み 色々な障害の有る人もそうで無い人も、みんなが暮らしやすく、それぞれ のうりよく はつきで き す びえい あ ため じょうれい さんせい の能力を発揮出来る、住みやすい美瑛で有る為に、条例に賛成です。</p>
町 の 考 え 方	<p>ほんじょうれい せいてい む とりくみ すす しょう ひと ひと 本条例の制定に向けた取組を進めるとともに、障 がいのある人もない人も 分け隔てられることなく、たが りかい こせい そんちょう だれ 互いを理解し個性を尊重することによって、誰も が自分らしく安心して暮らすことのできる地域 共生社会の実現に向けてより いっそうと く 一層取り組んでまいります。</p>

ねんだい 年代	40代
ご 意 見 見	<p>障害の特性に応じた…と書いてはあるが、ほぼ手話についての事で占めていて違和感がある。</p> <p>障害を持った方全体を示すのであれば、どの障害も平等に記すべき。</p> <p>手話に特化するなら、別に分けて条例を設ければいい。</p>
町 の 考 え 方	<p>本条例は、「手話言語の理解及び普及」と「障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援」の大きな2つの意味を持つ条例となっています。</p> <p>手話につきましては、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約により手話が1つの「言語」として位置づけられていることから、手話言語の理解及び普及とともに意思疎通の支援を図っていく必要があると考えています。</p> <p>障がいの特性に応じた意思疎通の支援に関しましては、条例第2条の意思疎通手段のとおり、手話のほか、筆談、音声認識システム、要約筆記、点字、音訳、拡大文字、絵図等の表示、ルビなどの様々な意思疎通の手段を規定するものです。</p>

ねんだい 年代	50代
ご 意 見 見	<p>障害者差別解消法が令和6年4月に改正され、合理的配慮が義務化となり罰則も設けられました。町内にある店舗や会社などの事業者や町民にそのことがどれだけ周知されているのか、障がい者への合理的配慮とはどのようなことなのか分からない事業者や町民も多いかと思えます。そういったアナウンスをしっかりと行った上での条例であってほしいと思えます。</p>
町 の 考 え 方	<p>障害者差別解消法の改正により事業者のみならずみなさまに対しましても合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、過去に町広報で法改正の内容を周知しているところですが、ご指摘のとおり、合理的配慮の提供の義務化に関し事業者及び町民のみならず十分に周知していく必要があると考えています。</p> <p>今後、本条例の制定に伴って障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための合理的配慮等に関する普及啓発に努めてまいります。</p>

ねんだい 年代	ふめい 不明
ご 意 見	<p>しょう しゃぜんたい じょうれい 障がい者全体の条例ならりかいてできるが手話に該当する人数は？</p> <p>あまりにも無謀な条例だと思ふ。</p>
町の 考 え 方	<p>しゅわ しょうがいしゃきほんほうおよ しょうがいしゃ けんり かん じょうやく 手話につきましては、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約によ</p> <p>り手話が1つの「言語」として規定されていること、また、北海道の条例で</p> <p>は「手話が聴覚障がい者にとって自らの生活を営むために使用する独自の</p> <p>体系を持つ言語であるとの認識を普及させるもの」と規定されていますが、そ</p> <p>のことにし十分普及しているとは言い難い状況です。</p> <p>しゅわ もち ちょうかく しょう かのた しょうすう ほんちょう せいかつ 手話を用いる聴覚に障がいのある方が少数でありましても、本町で生活</p> <p>されている中で困難を抱える方がいらっしゃることから、手話言語の理解及び</p> <p>普及を図っていくものです。</p>

ねんだい 年代	だいい 60代
ご 意 見	<p>びえいこうほう しゅわ けいさい くだ ろうしゃ かのた す 美瑛広報に手話ワンポイントアドバイスを掲載して下さい。聾者の方が住み</p> <p>やすい町づくりの小さな一歩だと思ひます。</p> <p>また しゅわこうざとうびえい かいさい ほ ぶゆみちうんてん のうか かのた しゅわ きょう 又、手話講座等美瑛で開催して欲しいです。冬道運転、農家の方で手話に興</p> <p>味を持たれている方等地元で開催して欲しいです。</p>
町の 考 え 方	<p>ほんじょうれい せいいてい あ ちょうこうほうとう じょうれいがないよう わ 本条例の制定に当たりましては、町広報等により条例内容を分かりやす</p> <p>く周知するとともに、手話が1つの言語体系を有していることに対しての理解</p> <p>及び普及、また、様々な障がいの特性に応じた意思疎通に関しての支援に取</p> <p>り組んでまいります。</p> <p>ちょうこうほう しゅうちほうほうおよ しゅわこうざとう かいさい かん いけん 町広報の周知方法及び手話講座等の開催に関するご意見につきましては、</p> <p>今後の参考とさせていただきます。</p>

ねんだい 年代	50代
ご 意 見	<p>手話言語条例については美瑛町で制定されることをかなり以前から望んでいました。</p> <p>映画『ヒゲの校長』を北海道で初めて美瑛町で上映する事になったのも聾者の方が役場の協力を得て実行されてのものでした。</p> <p>聾者の方々から積極的に町にアピールしてくださってるようにも思えます。私達は何をしているのだろうか？何かできてるのだろうか？と思う事がしばしばあります。</p> <p>聾者の中には積極的に活動されてる方もいれば…家に籠って人との関わりを避けてたらずにいる方もいらっしゃいます。</p> <p>それは健聴者の私達も勿論一緒です。</p> <p>また他に障害を持っていらっしゃる方や高齢や病気により以前より生活が不自由になってる方もいらっしゃるでしょう。</p> <p>手話言語条例は勿論！聾者への理解『手話を言語』として理解を深めてもらうための条例でありますが多様な障害や人々への理解へもつながるものとおもいます。</p> <p>LINEでの役場での通信もとはサークルより難聴者へのfaxやメールでの通知をお願いした事から始まっています。</p> <p>この手話言語条例を通してお互いが理解し合う事先ずは知る事から始めるキッカケになってくれたらと思います。</p> <p>どうぞ条例制定後の有意義な活動を宜しくお願い致します。</p>
町 の 考 え 方	<p>手話が独自の言語体系を有しろう者が日常生活及び社会生活を営むために受け継がれてきたものであるという認識の上で、手話が「言語」であることに対する理解及び普及を図るとともに、障がいのある人が情報を取得し手話、点字、音訳、拡大文字等の意思疎通の手段を選択して利用する機会を確保するためには、障がいのある人とない人とのより一層の相互理解が必要となることから、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための普及啓発を行い、身体障害、知的障害、精神障害などの様々な障がいの特性に応じた意思疎通に関しての支援に取り組んでまいります。</p>

ねんだい 年代	ふめい 不明
ご 意 見	<p>ものすごく違和感を感じます。</p> <p>1. 何故、手話言語だけ個別に取り上げられるのか？</p> <p>障がい者の特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例という題名ならわかるのですが、なぜその前に手話言語の理解及び普及が先に入るのか解せません。</p> <p>障がい者と認定されている方は何人いて、この中でろう者と定義されるのに該当するのは何人なのでしょう？</p> <p>このパブリックコメントも例えば視覚障がいの方がコメント出来るよう情報発信されているのでしょうか？</p> <p>行政の公平性の意味での違和感が一つ目です。</p> <p>2. 言語選択について個別の言語を規定したり行政が後押しすることへの違和感です。</p> <p>憲法に保証する思想、信条の自由と行政の中立性に抵触しませんか？</p> <p>福祉的に障がいのある方の不自由さを知り、我が事として考えたための学習の機会の確保、障がいを持っても健康的で文化的な生活を保証されること、それを行政施策として応援することは決して否定しません。</p> <p>しかし、手話言語だけ個別に取り上げられることは反対です。</p> <p>この書き方で条例を作るなら、今認定されている障がい別に意思伝達手段とその支援を明記すべきではないでしょうか。</p> <p>将来的に知見が得られる障がい原因に合わせて改訂することも明記すべきではないでしょうか？</p>
町 の 考 え 方	<p>本条例は、障がい福祉サービス事業所の代表者、障がい者相談員、障がい当事者等から構成される地域自立支援協議会で、様々な障がいの特性に関してのご意見や障がい者アンケートでいただいたご意見を踏まえた中で条例案を作成し、ご審議をいただきながら進めてまいりました。</p> <p>1点目につきましては、本条例は「手話言語の理解及び普及」と「障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援」の大きな2つの意味を持つ条例であり、障害者基本法及び障害者の権利に関する条約では「言語」には音声言語のほかに手話が1つの「言語」であることが明記されています。</p> <p>障がい者の中には、難治性疾患患者など本町で把握できない障がいも含むこと、また、聴覚に障がいのある人の中には、生まれつき耳の聞こえない方や中途難聴の方など聴覚に障がいのある人が置かれている状況がそれぞれ</p>

れ異なり、意思疎通手段として手話を用いる方もいらっしゃるれば、筆談等を用いる方もいらっしゃるから、身体障害者手帳をお持ちの聴覚に障がいのある人とうろう者の人数が同数ではなく、それぞれの実数を把握することが困難であると考えています。

パブリックコメントの実施に当たりましては、自治基本条例及び規則等に基つき可能な限りご意見をいただきやすいよう周知等に努めていますが、ご指摘のとおり、特定の障がいに対する情報発信は行っていませんでしたので、今後のパブリックコメント実施に伴う周知等について検討してまいります。

2点目につきましては、手話は法律等により1つの「言語」であると位置づけられており、北海道が言語としての手話の認識の普及等に関する条例に基つき手話言語に関する理解及び普及を図っているところです。

道内に限らず町内におきましても手話が「言語」であることについて十分に認識されているとは言い難い状況であることから、本条例を制定の上、町民及び事業者のみなさまに対して、手話が「言語」であることを知っていただくことが重要であると考慮しており、言語選択として手話を規定するものではありません。

障がいの特性に応じた意思疎通につきましては、様々な手段がありますが、その手段の中からどの手段を選択されるかは、同じような障がいであっても、障がいのある人が置かれている状況によって異なる場合があります。

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人が選択する意思疎通の手段を利用して意思疎通が図れるよう合理的配慮の提供などの周知啓発を行うとともに、様々な意思疎通の選択肢が広がり利用する機会が確保できるよう取組を進めてまいります。

また、本条例の運用に当たりましては、条例第6条に規定のとおり障がいのある当事者、意思疎通支援者等の関係者からご意見をいただきながら施策を推進していくとともに、条文には規定していませんが、社会情勢の変化や障がいに関する法改正などにより必要に応じて条例の改正等も検討し、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。